

津波防災地域づくりにおける推進計画および区域指定の実態と行政の役割に関する研究 — 静岡県伊豆市を対象として —

都市空間生成研究室
2141157 水江 晴香

津波対策 防災計画 合意形成
まちづくり 計画策定プロセス 静岡県伊豆市

1. 研究の目的と背景

東日本大震災を教訓に、平成 23 年 12 月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波被害が想定される市町村では地域の実情に応じた津波防災地域づくり推進計画（以下、「推進計画」とする）の作成と対策が急務である。しかし、国土交通省の調査では、計画未作成の市町村の一部が「計画の具体的なイメージがわからない」「メリットがわからない」といった理由で計画作成に至っていない現状が判明した。このため、住民との連携や納得を得る実践的な知見の提供、さらに他自治体が参考にできる事例の蓄積が重要とされている。

本研究では、津波防災地域づくり推進計画の特性を明らかにするとともに、静岡県伊豆市を対象として、津波防災地域づくり推進計画の実態を把握し、以下の点に焦点を当てて調査を行う。

(1) 計画の実態について

- ・住民の合意形成のプロセス
- ・制度を活かしたまちづくり
- ・計画策定および区域指定後の影響
- ・住民参画と行政のアプローチ

(2) 行政の役割について

これらの観点から、計画策定過程における具体的なプロセスや影響を把握することを目指し、今後推進計画の策定や津波災害(特別)警戒区域指定を進める市町村に対して、実践的な防災対策を進めるための知見を得る。

2. 津波防災地域づくり推進計画と津波災害(特別)警戒区域について

2-1. 津波防災地域づくり推進計画について

推進計画は、津波防災地域づくり法に基づき、市町村が最大クラスの津波(L2)を想定して策定する計画である。この計画では、地域の危険度・安全度を踏まえ、ハード・ソフト施策を総合的に組み合わせた防災対策を実施し、地域の防災性向上と持続可能な発展を両立させることを目指している。令和 6 年 7 月 31 日時点で、全国 23 市町村が計画を策定している。

本計画の特性として、従前の法制度が想定していた頻

度の高い津波(L1)に対し、より大規模な津波(L2)を対象としている点や、防災と地域づくりを一体的に検討する視点を持つ点が挙げられる。また国や都道府県、地域住民など多様な主体が連携し、実効性の高い計画づくりを目指している点で特徴的である。

2-2. 津波災害(特別)警戒区域について

津波災害警戒区域(イエローゾーン)は、津波浸水想定に基づき都道府県が指定し、避難施設の整備や住民の避難促進を目的としている。一方、津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)は、特に危険性が高い区域で、施設の建築基準を強化し、床面高さを基準水位以上とするなどの安全対策が求められる。これにより倒壊や浸水による被害軽減を図る。令和 6 年 3 月 31 日時点で、津波災害警戒区域は複数の市町村で指定されているが、津波災害特別警戒区域は静岡県伊豆市のみとなっている。

3. 研究の対象地と選定理由

本研究では、全国の自治体が策定した津波防災地域づくり推進計画の目次を比較分析し、以下の 4 つの観点を総合的に考慮した結果、伊豆市を対象地として選定した。

①住民の合意形成、②制度の活用、③実行後の評価・改善、④地域特性に応じた住民参画

これらの要素を総合的に備えた伊豆市は、持続可能な津波防災地域づくりにおいて先進的な取り組みを行っている自治体であると評価できる。

4. 伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画の実態

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画は、第 1 版(2017 年 5 月)から第 3 版(2019 年 4 月)にかけて、理念の提示から具体的な行動計画、地域主体の取り組みへと発展した。第 1 版は津波リスクへの理解と共存を目指す基本理念を示したが、区域指定は検討段階に留まった。第 2 版(2017 年 12 月)では具体的な議論や施策が進み、第 3 版で区域指定が決定された。また、第 2 版以降では、住民主体の取り組みが進み、「地域・津波対策がんばる宣言」や地区防災計画を通じて地域防災力が向上した。さらに、第 3 版では地域ブランドの形成や「防災先進地域」

